

# 石 金 通

ISHIZUCHI

# 10

共済だより

平成26年(2014)

Vol.281



新居浜太鼓祭り(新居浜市)

被扶養者資格調査が終了しました ジェネリック医薬品で 薬代を節約しましょう! / 他	2
短期給付財政状況と 財政調整事業について	4
労働安全衛生業務担当者研修会を 開催しました	5
忘れていませんか? 特定健康診査・特定保健指導で 脱メタボ!	6
ライフプランセミナーを 開催しました	6
気になるあなたの年金見込額が 閲覧できます	7
歯周病に要注意!	8
便利でお得な普通貸付・物資供給事業を ご利用ください	9
住宅取得資金に係る借入金の 「年末残高等証明書」を発行します	10
	11

## CONTENTS

# 被扶養者の認定取消手続はお早めに！

## 平成26年度資格調査を終えて

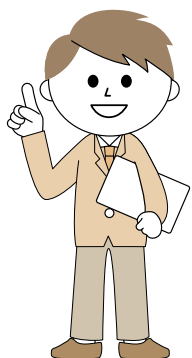
7月に実施しました被扶養者の資格調査は、皆様のご協力により終了しました。

調査の結果、何か月も遡って扶養認定を取り消す事例も見られ、中には医療費の返還が生じたケースもありました。

今後、次のような事例に該当した場合など、被扶養者の要件を満たさなくなったときは、速やかに取消手続を行ってください。

なお、被扶養者の収入や生計状況に変動が生じた場合等で、認定の可否についてご不明な点がありましたら、所属所の共済事務担当課（係）または共済組合総務係（TEL089・945・6315）へお問い合わせください。

※認定要件は「共済だより石鎚7月号」(Vol.280) 10、11頁をご覧ください。



### 就職

**被扶養者が就職した場合は認定取消の手続を**

就職先の健康保険に加入すると、収入に関係なく被扶養者の資格を失います。特に学校を卒業し就職された子の取消手続漏れが多くありましたので、手続は速やかにお願いします。

### 収入の増加

収入が認定基準額である年額130万円（障害年金を受給されている方、若しくは60歳以上で公的年金を受給されている方は180万円）以上となる見込まれる場合は認定取消の手続を

**注意！年間収入とは？**

扶養認定における「収入」とは、所得税法上の「所得額」をさすものではありません。

また、年度（4月～翌年3月）や暦年（1月～12月）といった期間で考えるのではなく、認定を受けようとする者の現在及び将来にわたって恒常的に取得できると見込まれる年間の収入総額をいいます。

### 給与収入

パートやアルバイトなどの給与収入がある被扶養者については、次のようなケースで認定取消となる場合がありますので、収入状況を常に確認し、認定基準額以上となることが見込まれる場合は、速やかに取消手続を行ってください。

また、収入が認定基準額を下回る場合であっても、雇用先において健康保険に加入している場合があります。

すので、健康保険制度の二重加入とならないようご注意ください。

### 《例》

○前年は短時間のパート勤務であったが、勤務形態の変更により収入が認定基準額以上となっていた。

○アルバイトなどの収入が認定基準額以上となっていた。

※給与収入とは、給料・ボーナス・諸手当等の、各種社会保険料等控除前の総収入額をいいます。

### 雇用保険

雇用保険法に基づく失業給付は、一定期間一定金額が支給されることから恒常的収入とみなしますので、給付額が日額3612円以上となる場合は認定取消となります。

なお、失業給付の受給が終了し、再就職することなく「主として組合員の収入により生計を維持されている」場合は、再び扶養認定の対象となります。

※失業給付を受給した場合の認定取消日は、原則として給付制限期間の終了日の翌日となります。公共職業安定所の処理日ではありませんので、ご注意ください。

## 事業収入

農業、商業、製造業、その他の事業から生じる収入や土地、家屋等の賃貸による収入については、これらの収入額から、共済組合が認める必要経費を控除した額が、該当者の事業及び不動産収入となります。

所得税法上は必要経費として認められても、被扶養者の認定においては認められないものがありますので、ご注意ください。

- 【必要経費として認められるもの】**  
売上原価（仕入れ等）・給料・賃金・修繕費・消耗品費・地代家賃・その他特に組合が必要と認めた経費
- 【必要経費として認められないもの】**  
減価償却費・貸倒金・借入金利息・租税公課・損害保険料・旅費・交通費・通信費・接待交際費・福利厚生費・広告宣伝費・運搬費・その他

## 年金収入

受給年金額の増加により扶養認

定を取り消す場合の取消日は、**年金の裁定通知日**若しくは**年金額改定通知日**まで遡ります。認定基準額以上となるケースとして次のような例が挙げられますので、年金額の改定や老齢基礎年金・遺族年金・障害年金の受給開始など、被扶養者の年金額の変動にはご注意ください。

### 《例》

- 65歳になり、老齢基礎年金を受給できるようになったため認定基準額以上となっていた。
- 配偶者が亡くなり、遺族年金を受給していた。

### 《父母の収入額について》

父母の扶養認定については、夫婦相互扶助義務の観点から、双方の収入を合算して判断します。

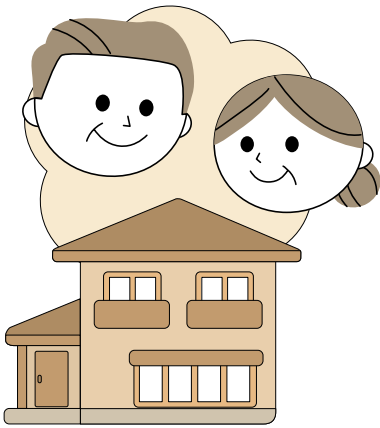
そのため、例えば、母親の収入が変わらない場合であっても、父親の収入が増加し、双方の収入を合算したとき、その収入により**父母が社会通念上、生活維持できると考えられる場合は、収入額が増加した父親だけでなく、母親についても認定取消となりますので、ご注意ください。**

## 別居

組合員との同居を要件とする被扶養者（義父母、兄弟など）が組合員と別居した場合は**認定取消の手續を**

扶養認定要件の同居とは「生計（住まい、食費、家計等）を同一にしている」場合をいいます。二世帯住宅や同じ敷地内の別棟で生活をし、生計が分かれている場合は、原則として別居とみなします。

なお、同居を要件としない父母についても、別居に伴い父母に対する経済的援助をしなくなった場合や、経済的援助はしているがその額（**仕送り額**）が父母の収入の総額（**仕送り額を含む**）の3分の1未満の場合には認定取消となります。



## 被扶養者の「認定日」・「取消日」について

### 認定日

認定要件を備えた日が認定日となります。

ただし、認定要件を備えた日から30日を過ぎて届出があった場合は、各所属所の共済事務担当課（係）がその届出を受け付けた日が認定日となります。遡って認定されるものではありませんので、届出は速やかに行ってください。

### 取消日

認定要件を欠いた日が取消日となります。遡って認定が取り消された場合、取消日以降に組合員証等を使用して保険医療機関で診療を受けていたときは、共済組合が支払った医療費を全額返還していただくこととなります。

なお、被扶養配偶者の方については、「国民年金第3号被保険者」の資格についても遡って取り消されることとなります。

# ジェネリック医薬品で薬代を節約しましょう!

医療機関で処方される薬には、新薬(先発医薬品)とジェネリック医薬品(後発医薬品)があります。ジェネリック医薬品とは、新薬の製造・販売の特許期間が終了した後に、新薬と同じ有効成分、効用で作られる後発の医薬品のことです。

ジェネリック医薬品は、新薬と同様に薬事法に基づいて厚生労働省の認可を受けており、有効性、安全性が実証されてきた新薬と同等であると認められた医薬品です。また、新薬の約2~7割程度の価格で発売されますので、ジェネリック医薬品を選択すれば薬代が節約できます。さらに、共済組合が支払う薬剤に係る医療費も抑えられますので、皆さんが毎月支払っている掛金の抑制にも効果が期待されます。

最近では、ジェネリック医薬品メーカー各社等が、新薬に代わるジェネリック医薬品があるかどうか自分で調べられるインターネットのサイトを開設しています。

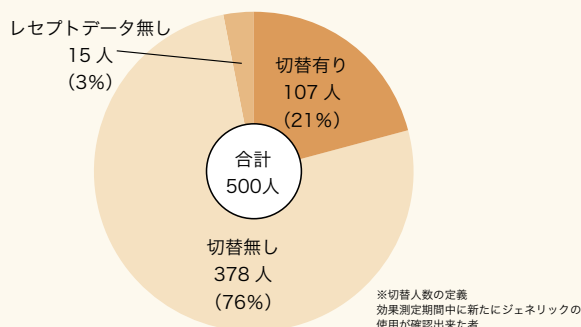
ただし、症状や病状などにより新薬が適切だと医師が判断することもありますので、医師や薬剤師と相談しながら、上手にジェネリック医薬品をご活用ください。

## 差額通知によるジェネリック医薬品への切替状況

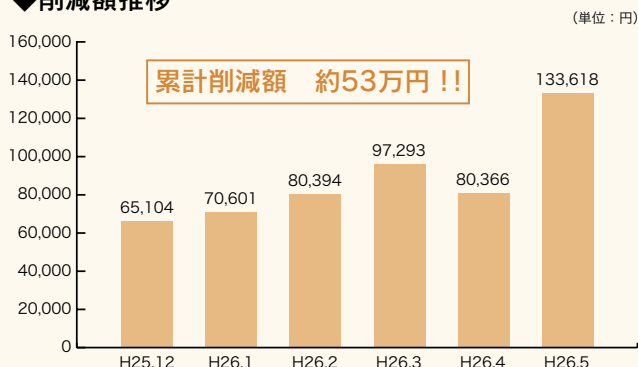
平成25年11月に「ジェネリック医薬品による自己負担軽減に関するお知らせ」を対象者500名の方に配付しました。その後、平成25年12月から平成26年5月までの間に21%(107名)の方がジェネリック医薬品に切替えられ、6ヵ月間で累計約53万円の薬剤費の削減効果がありました。ご協力ありがとうございました。

(対象者：40歳以上の組合員又は被扶養者で、ジェネリック医薬品に切り替えた場合に1ヵ月の自己負担が300円以上軽減される方)

### ◆切替人数割合



### ◆削減額推移



## 今年度もジェネリック医薬品差額通知書を配付します

平成26年11月から12月にかけて、ジェネリック医薬品に切り替えることにより自己負担に一定額以上の軽減が見込まれる方を対象に、自己負担軽減額等のお知らせを配付する予定です。当該通知書が届いた方は、内容をご確認のうえ、医師や薬剤師と相談いただき、ジェネリック医薬品への切替をご検討ください。

## 「医療費のお知らせ」を配付します

皆様が病気やケガの治療のため病院で組合員証を提示して診療を受けた場合、窓口で医療費の一部を支払い、残りを共済組合が支払っています。共済組合から病院に支払われる医療費は、皆様の掛金と地方公共団体の負担金によってまかなわれています。

この大切な掛金・負担金を有効に使うため、また、医療費に対する認識・理解を深めていただくため、今年度も「医療費のお知らせ」を11月下旬に所属所を経由して配付する予定です。

今回のお知らせは、平成26年1月から6月までの診療分が対象となります。

お問い合わせ先 共済組合保健課医療係  
(089・945・6313)

### 共済組合職員募集

当共済組合(事務局及びえひめ共済会館)に勤務する職員の採用試験を平成26年11月9日(日)に実施します。

詳細については当共済組合ホームページにて平成26年10月10日(金)から掲載します。

# 短期給付の財政状況と全国連合会の財政調整事業

## 本組合の短期経理は全国連合会から 財政支援を受けています! 平成26年度は、約6億4,600万円の予定



本組合の短期給付の財政状況は、組合員数の減少や給与の伸びが見込まれない中、高齢者医療制度への拠出金等が大幅に増加しており、大変厳しいものとなっています。

平成26年度の高齢者医療制度への拠出金等は、平成25年度と比較して約5億2,000万円増加し約56億円となっており、支出に占める割合は50%を超える状況で、短期財政を大きく圧迫しています。

このような状況から、本組合の財源率は、全国の市町村職員共済組合の中でも高い率となっており、全国市町村職員共済組合連合会(以下「全国連合会」という。)から財政調整交付金・特別財政調整交付金による財政支援を受けています。

これらの交付金は、全国連合会が構成組合から集め積み立てた資金を財源とし、組合員の方の負担を軽減するため、掛金率が一定の率を超える組合に対して、掛金の一部を支援するもので、本組合は本年度、約6億4,600万円の交付金を受ける予定となっています。

平成26年度にこの財政調整事業の交付金を受ける組合は、全国50組合中、11組合となっています。本組合は平成18年度以降、平成24年度を除き各年度において交付金を受けている状況です。

組合員と被扶養者の皆様には、このような短期給付の大変厳しい財政状況をご理解いただき、適正な受診、ジェネリック医薬品の積極的な活用や特定健康診査の受診、特定保健指導の利用など、医療費の抑制に一層のご協力をお願いいたします。

流行前に予防対策!

### インフルエンザ予防 接種補助のご案内

共済組合では組合員及び被扶養者を対象に、インフルエンザ予防接種の費用の一部を補助しています。(公費の適用がある方を除く。)平成25年度も多くの方にご利用いただきました。インフルエンザの感染及び重症化の予防と、医療費の抑制も期待できますので、ぜひご活用ください。

○補助金額：10000円(1人1事業年度に1回)

○請求方法：「インフルエンザ予防接種補助金請求書」に領収書(予防接種名・被接種者名・接種日・金額・発行者名が明記されたもの、

レシート形式は不可)を添付して所属所の共済事務担当課(係)を経由して共済組合へご請求ください

インフルエンザ予防接種補助金額(実績)

区分	接種者数(人)	補助額(円)
平成23年度	8,323	8,322,900
平成24年度	8,502	8,501,250
平成25年度	8,408	8,406,300

# 労働安全衛生業務 担当者研修会開催



平成26年6月20日えひめ共済会館において、各所属所の労働安全衛生業務担当者等を対象に健康管理等に関する情報を提供する標記研修会を開催し、38名の出席をいただきました。事務局職員より短期給付の現況及び保健事業について説明を行い、引き続き精神保健指定医・医学博士の金澤彰氏に50年の精神科臨床経験を基に『心身の健康を保つ 生活リズム、食生活、生き甲斐』と題して、ご講演いただきました。



▲精神保健指定医 医学博士  
金澤 彰 氏

## 【講演要旨】

古来、アジアでは「心と身体はひとつであり切り離せない」という心身一元論が、西洋では心(精神)と身体を切り離して考える心身二元論が主流になっていました。

心というのは脳の働きであり、脳(心)の働きを健康に保つためには身

体をまず健康に保つことが大切です。そのためには、生活リズムが一番大切になります。起床時間を一定に保ち、それに連動した規則的な食事と適度な運動で生活リズムを保つことが、健康の基本だと思います。

また、生き甲斐のある生活することも大切です。生き甲斐とは目標設定であり、短期的なものから長期的なものまで、生活目標を明確に設定することで、生活リズムが整います。しかし、最近は目標を持って引きこもりとなる若者が増加しており、日本で60万人もいるといわれています。

精神科の臨床経験からお話すると、現在では、診断基準があいまいで病気でない状態にも病名を付け、すぐに薬が処方されます。薬を飲まなくても、生活リズムを整え、生活目標を持つことで、精神に障害を持つことも日常生活を送ることはできます。

現在、職場や家庭で「こころを病む」人が増えています。養育の中で自立が損なわれ、対人関係を保てない人が増えているからではないかと思われれます。

生き甲斐は人それぞれですが、それを見つめるために人は生きていると言えます。心を修養するということではなく、心を自分でコントロールするもう一人の自分を保つことができないと、心の健康も身体の健康も保つことはできないと私は考えています。

## 【忘れていませんか?】 無料の特定健康診査・ 特定保健指導を活用して脱メタボ!

ご家族(被扶養者)で、「特定健康診査受診券」・「特定保健指導利用券」をお持ちの方は、有効期限がありませんので、お手元の券をご確認の上、期限内のご利用をお願いします。

費用は共済組合が全額負担しますので、利用されていない場合は、組合員の皆様から早めの利用をお勧めください。受診券等を紛失した場合は再発行いたしますので、共済組合にご連絡ください。

### 特定健康診査(以下「特定健診」)

40歳〜74歳の組合員及び被扶養者を対象とした、メタボをはじめ**主な生活習慣病**に的を絞った健診です。

なお、人間ドック等助成利用者及び職場の定期健康診断を受けた方は、それをもって特定健診を受診したものとなります。

※パート先の定期健康診断等を受けられた被扶養者の方は、健診結果を共済組合にご提出いただくことにより特定健診を受診したものと取り扱うことができますので、共済組合にご連絡ください。

### 特定保健指導

特定健診結果データに基づき、**特定保健指導が必要と判定された方**を対象に、面接・通信による生活習慣改善のための支援を行うものです。対象となった被扶養者の方には、逐次「特定保健指導利用券」を送付してご案内しておりますので、ご協力をお願いします。

特定健診等に関する問い合わせ先  
共済組合保健課厚生係  
(089・945・6318)

特定健康診査検査項目一覧表

	検査項目
身体計測	身長・体重 BMI・腹囲
血圧測定	収縮期血圧 拡張期血圧
脂質検査	中性脂肪 HDLコレステロール
	LDLコレステロール
肝機能検査	AST(GOT) ALT(GPT) γ-GT(γ-GTP)
血糖検査	空腹時血糖★ HbA1c★
尿検査	尿糖 尿蛋白
貧血検査	ヘマトクリット値※ 血色素量※ 赤血球数※
心電図検査	心電図※
眼底検査	眼底※

□は保健指導対象者選定のための項目。  
★はいずれかの項目の実施で可。  
※は医師の判断に基づき選択的に実施。

# 平成26年度 (一財)愛媛県市町村職員互助会と共同開催 ライフプランセミナー(50歳代のライフプラン)開催!

7月23・24・25日に、えひめ共済会館において50歳以上の組合員を対象としたライフプランセミナーを開催しました。3日間であわせて182名の方にご参加いただきました。

セミナーでは、生涯にわたって充実した生活を送るためのライフプラン(人生設計)の作成方法や、そのポイントとなる「生きがい」、「健康づくり」、「家庭経済設計」について受講していただきました。

## 日 程 表

時 間	内 容
10:30~10:35	開会あいさつ
10:35~10:40	オリエンテーション
10:40~11:10	[DVD上映]
11:10~12:00	「ライフプランとは・あなたのライフプラン」 一般財団法人地域社会ライフプラン協会
13:00~13:50	業務部企画課長 八木下 牧登 氏
14:00~15:00	「ゆとりを築く家計プラン」 明治安田ライフプランセンター株式会社 ライフプランサービス部業務役 植田 茂 氏
15:10~15:40	共済制度について
15:40~16:00	互助会事業について



## 講 師

(一財)地域社会  
ライフプラン協会  
業務部企画課長  
八木下 牧登 氏



株明治安田  
ライフプランセンター  
ライフプランサービス部業務役  
植田 茂 氏



## 参加者の声

○退職後の生活について改めて見直し、計画等大切なことを学習できました。

○定年前に聞くよりも子育てが終了した頃に聞いていればよかった。

○もう少し早く50歳前半にセミナーを受ければよかった。

○参加前は全く興味のなかったライフプランでしたがセミナーを受けた後は気持ちに変容が見られました。とても参考になるセミナーでした。



## 平成25年度 組合員被扶養者別人間ドック等区分別利用状況

区分 年齢	1日		2日通院		1泊2日		脳ドック		合 計		組合員 受診率	被扶養者 受診率
	組合員	被扶養者	組合員	組合員	組合員	組合員	組合員	被扶養者				
30歳~ 39歳	2,332	390	-	-	-	2,332	390	60.78%	27.41%			
40歳~ 49歳	3,288	640	132	145	-	3,565	640	78.09%	39.07%			
50歳~ 59歳	2,273	528	451	470	181	3,375	528	79.43%	38.60%			
60歳~ 69歳	185	101	59	75	28	347	101	77.98%	22.30%			
70歳~	3	21	1	0	0	4	21	36.36%	7.92%			
計	8,081	1,680	643	690	209	9,623	1,680	73.42%	32.64%			

平成25年度人間ドック等利用助成の実績をお知らせします  
平成25年度も多くの方に人間ドック等利用助成事業をご利用いただきました。  
本年度分は募集を終了しておりますが、平成27年度利用分については、12月に所属所を經由して募集します。皆様の健康管理のため、ぜひご利用ください。

# あなたのライフプランの参考に、 将来の年金見込額等を見込んでみませんか



## ★閲覧できる内容

- ① 将来の退職共済年金見込額
- ② 組合員期間
- ③ 給料及び期末手当の記録
- ④ 平均給料月額及び平均給与月額
- ⑤ 前年度1年間の掛金納付額（組合員のみ）
- ⑥ 公務員共済期間に係る将来の老齢基礎年金見込額

## ●利用できる方

- ① 組合員
- ② 組合員であった方

（61歳以上の方、退職共済年金等の受給権者、共済加入期間が一時金全額受給期間のみの方は除く）

## ◆利用申込みの流れ

① 地共済年金情報Webサイトにアクセス <https://www.chikyonenkin.jp/>

はじめてご利用される方

ご利用申込みはこちら

退職後、転居などをした方へのお願い

転居などにより、本Webサイトの利用ができない場合があります。共済組合へ住所変更の届出をされていない方、お心当たりのある方は、最終退職時の共済組合までご連絡ください。

② 利用申込み（本人確認） 基礎年金番号・氏名・生年月日等を入力します。

● 共済組合で管理する記録との本人確認を行いますので、下記の項目を全て入力してください。

✎ 組合を入力してください。

共済組合加入

はい  いいえ

※現在、組合員の方は“はい”、過去に組合に加入されていた方は“いいえ”を入力してください。

組合名

市町村・都市職員共済組合

構成組合名

愛媛県市町村職員共済組合

基礎年金番号

(半角数字10桁) 例)9470123456 ※ハイフンを入れずに入力してください。

③ ユーザー ID 通知書受領 ※申込みから2週間程度

④ 年金個人情報の閲覧

※1 住所や名前を変更された方で、共済組合に異動の届出をされていない方は閲覧ができませんので、変更の手続きをお願いします。

※2 年金見込額は、確認時点の給料月額等を用い、現行制度による計算を簡易な方法で行っているため実際の金額と異なります。

○ Webサイトの  
利用時間

**6時～24時**

相談窓口（Webサイト用）

全国市町村職員共済組合連合会  
年金部年金企画課

**☎03-5210-4607**

(9時～17時(土・日・祝日を除く))



年とともに  
気になる病気

# 30代以上の人や 歯並びの悪い人は要注意 歯周病

■監修 丸山 和弘 丸山歯科医院 院長

## 歯周病チェックリスト

- 歯茎が下がる（歯が長くなったようにみえる）
- 冷たいものがしみる
- 口臭が気になる
- 歯磨き時に血が出る
- グラグラ動く歯がある

## 歯周病は放っておくと 歯が抜け落ちてしまう病気です

歯周病の原因は、歯の表面につく歯垢の中に住む細菌から出る毒素です。「歯周病チェックリスト」に該当する人は、鏡などで自分の歯茎をチェックしてみましょう。

### ●歯周病の初期（歯肉炎）

歯周病の初期は歯肉炎とも呼ばれ、歯垢が原因で歯茎に炎症が起きている状態です。歯茎は腫れ、歯磨きすると血が出たりします。歯磨きをしつかり行えば、2週間ほどで炎症の原因となる細菌がいなくなるため、回復します。歯石があるようなら、歯科医院で除去すると健康な状態に戻ることが可能です。



### ●歯周病の中期

歯肉炎が悪化すると溝の深い歯周ポケットが作られます。歯周ポケットからは出血だけでなく膿も出てくるようになります。こうなると歯科医院での治療が必要です。歯を支える歯槽骨も溶けはじめており、グラグラ歯が動くこともあります。



### ●歯周病の末期

さらに進行すると、歯槽骨が溶けていき、歯を咬み合わせるだけでぐらつきます。歯を支える骨も溶けてしまっているため、最終的には、歯が抜け落ちてしまいます。



### 対策1 正しいブラッシングで毎日のケア

歯周病予防に必要なことは、歯垢を落とすことです。歯垢は、細菌の塊となっており水などでゆすいただけではとれません。ブラシで磨いて落とす必要があります。

#### 歯の磨き方

まずは、自分の歯並びを知ることから始めましょう。特に歯並びが悪い場合は、さまざまな方向から歯ブラシを当ててみるなどして、とにかく歯垢を落とすことを考えて自分に合ったオーダーメイドの磨き方をしましょう。

また、歯の間の汚れを落とすにはデンタルフロスや歯間ブラシで磨くことも必要です。特に30代以降は歯茎が下がるが多くなるため、歯間ブラシが入る隙間ができてきます。夜の歯磨きに歯間ブラシを使うだけでも効果があるので、積極的に利用しましょう。

### 対策2 歯石は歯科医院で除去

落としきれない歯垢が石灰化して歯石になると、歯磨きでは落とすことができません。歯石の表面はでこぼこしており、歯垢が付きやすい状態となっています。定期的に歯科医院に行き、歯石を取り除いてもらいましょう。歯を失わないために専門家のケアも受けるようにしてください。

### column 歯周病を放っておくと 糖尿病になってしまうかも！

糖尿病の人は、歯周病になりやすいことはわかっていましたが、最近の研究で歯周病は糖尿病の発症のリスクを高めていることがわかってきました。

歯周病にかかると、血糖をコントロールするために必要なインスリンの効きを悪くする物質が産生され、糖尿病を招く可能性があると言われています。糖尿病予防のためにも、歯周病は放置せず、早めにケアしましょう。

ーローンで自動車・バイク・電気製品等のご購入をお考えの方にー

# 便利でお得な普通貸付・物資供給事業をご利用ください

共済組合の普通貸付(貸付事業)、物資供給事業は、低利で貸付けを受けることができ、**給与控除**により返済していただく制度です。**手数料なしで一部・全部繰上償還**ができ、物資供給事業では償還期間を柔軟に設定することもできます。また、2つの制度を**組み合わせ**てご利用することも可能です。ぜひご活用ください。

## 普通貸付

利率(変動利率・10月1日現在)

年利2.66%

貸付限度額

給料月額×6月(上限200万円)

償還回数(元利均等償還)

貸付額により固定(最長120回)

100万円以上のとき給与併用償還選択可

その他

貸付金は組合員に送金します。

貸付金額	通常償還の場合	給与併用償還の場合
200万円	19,000円×120回	通常月：15,429円 給与月：61,716円 償還回数：96回
150万円	15,633円×108回	通常月：13,056円 給与月：52,224円 償還回数：84回
100万円	12,269円×90回	通常月：10,024円 給与月：40,096円 償還回数：72回
50万円	8,909円×60回	

## 物資供給事業

利率(変動利率・10月1日現在)

年利2.90%

利用(立替払)限度額

200万円

償還回数(元利均等償還)

毎月償還分は最長60回まで。給与償還分は、利用額の半分以上の金額を毎月償還分の返済期間内で任意の回数を設定できます。

その他

契約業者(指定店)で利用できます。代金は共済組合が指定店に直接支払います。

例

利用金額	毎月償還分	給与償還分(6・12月)
毎月払200万円	35,848円×60回	—
毎月払100万円 給与払100万円	17,924円×60回	10月決定の場合 107,116円×10回
毎月払100万円	17,924円×60回	—
毎月払50万円 給与払50万円	8,962円×60回	10月決定の場合 53,558円×10回

詳細は共済組合ホームページをご覧ください。お申込みは、所属所の共済事務担当課(係)へ

だんしん(団体信用生命保険)

## 保険金の請求・届出について

だんしん

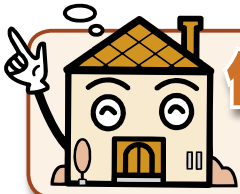
「だんしん」は、加入者が貸付金の償還期間中に、万一**死亡**又は**高度障害**となったとき、保険金により債務を相殺する保険制度です。加入者が死亡又は高度障害となったときは、所属所の共済事務担当課(係)を通じて共済組合へご連絡いただき、保険会社への書類の提出、審査等を経て保険金を受け取る流れとなります。

うち、特に高度障害については、共済組合での事実の把握が困難です。該当すると思われるときは、速やかに所属所の共済事務担当課(係)へご連絡ください。

債務返済支援保険

「債務返済支援保険」は、加入者が貸付金の償還期間中に、病気、傷害又は所定の精神障害により**就業不能**となったときに、最長3年間、毎月の返済金額相当の保険金を受け取ることでできる保険制度です。

ご加入中の方でこれらの事由に該当すると思われるときは、速やかに所属所の共済事務担当課(係)へご連絡ください。



# 住宅取得資金に係る借入金の『年末残高等証明書』を発行します

住宅貸付・災害貸付・在宅介護対応住宅貸付（以下「住宅貸付等」という。）を利用して、マイホームを購入、新築、増改築等されたときには、一定の要件に該当すれば、税法上の住宅借入金等特別控除を受けることができます。共済組合では、該当の住宅貸付等に係る「年末残高等証明書」（平成26年12月31日現在）（以下「残高証明書」という。）を次のとおり発行する予定です。なお、住宅借入金等特別控除の詳細につきましては、最寄りの税務署へお問い合わせください。

## ◆ 残高証明書を発行する貸付

平成11年1月から平成26年12月までに住宅貸付等を借り受け、借入金の償還期間が10年以上ある貸付について、次のとおり残高証明書を発行します。

- ①平成11年1月から平成25年12月までに住宅貸付等を借り受け、入居した者（年末調整用）  
…平成26年11月上旬に所属所経由で送付予定
- ②平成26年1月から平成26年12月までに住宅貸付等を借り受け、入居した者（確定申告用）  
…平成27年1月下旬に所属所経由で送付予定

## ◆ 交付の申請手続など

交付の申請手続は不要です。ただし、上記の送付期間後に工事完了報告がなされた場合で控除の対象となる方は、別途交付申請書の提出が必要です。

また、一部繰上償還を行ったことから償還期間が10年未満となった場合や住宅貸付等の工事完了報告が済んでいない貸付については、証明書は発行されません。



小さく積み立てて大きく殖やす～共済貯金～

## 上半期(9月末)決算により利息を元金に組み入れました

### ■ 共済貯金現在残高通知書をお送りします ■

共済貯金現在残高通知書（平成26年9月30日現在）を、10月下旬に所属所を通じ、平成26年9月までに共済貯金にご加入の皆さまにお送りします。お手元に届きましたら、**内容をご確認いただき、大切に保管**してください。

今回は、平成26年4月1日から9月30日までの期間に係る利息計算を行い、利息から源泉分離課税分20.315%（国税15.315%、地方税5%）を控除した上で元金に加算しています。

あわせて、加入者の皆様には「地方公務員ダイアリー2015」をお送りしますのでご利用ください。

### ■ 共済貯金制度のご案内 ■

共済貯金の貯金利率は**年利1.0%**（税引後0.79685%）、市中銀行の定期預金より高利回りのだんぜん有利な普通貯金です。お預かりした資金は、国債・地方債等の債券を中心とした**安全性の高い金融商品で運用**（株式は保有していません）、なお不測の事態に備えて積み立てている積立金の額は、平成25年度末現在で45億円を超えています。

給与控除による毎月貯金及び賞与貯金のほか、専用の払込書により随時に任意の額（千円単位）を預け入れることもできます。大切な資産の運用先として、ぜひ活用ください。

開催日	開催地	選挙区	出席議員	開催場所	参加人数
7月11日(金)	松前町	第2区	村上 一郎 池田 正司 和田 雅志	松前町役場 3階「大会議室」	28名
7月17日(木)	松山市		池田 正司 和田 雅志	KH三番町プレイス 4階「研修室」	31名
8月20日(水)	宇和島市	第3区	二宮 洋之 清家 新生	宇和島市役所 6階「602会議室」	28名
8月26日(火)	松野町			松野町山村開発 町民センター	16名

**平成26年度 「共済事業に関する懇談会」全日程終了**

本紙7月号で開催日程等お知らせしておりました平成26年度の「共済事業に関する懇談会」は、先月全日程を終了し、総数103名の組合員の皆さまにご参加いただきました。各開催地でお伺いしましたご意見・ご要望等につきましては、共済制度の各事業運営の参考とさせていただきます。

なお、懇談会でのご意見・ご要望等に係る詳細につきましては、平成27年1月号及び本組合ホームページに掲載する予定です。

# 伊予路プラン 秋

秋の  
おすすめ  
プラン



愛媛産は  
愛媛産は  
愛媛産は

## ～お品書き～

小鉢	茸三種炒め(天盛り)煎り銀杏)
吸物	あさりのすまし汁
刺身	戻り鰹のたたき
焼物	秋野菜の塩釜焼き
洋皿	牛ロースのカツレツ
揚物	鯖の竜田揚げと野菜の天婦羅 変わり塩
果物	季節のシャーベット
ご飯	栗と野菜のかき揚げ丼
デザート	季節のフルーツ盛り

1泊2食付

お1人様 **7,100円**

「四国4県共済会館・宿泊施設合同キャンペーン」

「四国旅劇場」第1幕

四国の味を  
食べ尽くそう!

平成27年3月31日まで

1景目 お一人様 1泊2食付 7,500円(税込)

2景目 10%off 3景目 50%off 4景目 無料

巡れば巡るほどお得になる

ご予約はお電話にて  
好評承り中♪

詳しくはえひめ共済会館ホームページをご覧ください。

ご予約・お問い合わせは.....

えひめ共済会館

TEL 089-945-6311

FAX 089-945-6322

〒790-0003 松山市三番町5丁目13-1

<http://www.ehime-kyosai.jp/kaikan/>



## 新居浜太鼓祭り

表紙によせて

新居浜太鼓祭りは新居浜市を代表する秋祭りで、金糸銀糸に彩られた50台以上の豪華絢爛な太鼓台と呼ばれる山車が練り歩きます。

最大の見所は「かきくらべ」です。通常は車輪を付けて運行している、高さ約5・5メートル、長さ約12メートル、重さ約3トンにもなる巨大な太鼓台の車輪を外し、約150人ほどの「かき夫」と呼ばれる担ぎ手達が担ぎ上げます。

天高く担ぎ上げる「差し上げ」や、地面におろさずに担ぎ上げている耐久時間などを競い合います。

## 組合の現況 (平成26年8月末現在)

◎所属所数	40
◎組合員数	14,701人
男	9,599人
女	5,102人
◎平均給料月額(短期)	317,020円
◎被扶養者数	17,284人
(含任継)	内171人
◎任意継続組合員	264人
◎年金受給者数	16,819人

## 記事の訂正とお詫び

前号2Pの「経理別収支決算一覧表」中、長期経理の支出21,160,126(千円)は、20,160,126(千円)の誤りでした。訂正してお詫び申し上げます。